

## スポーツ功労者顕彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の規定により、スポーツの健全な普及発展に貢献し、もって千葉市のスポーツの振興に顕著な功績をあげた者及び団体を顕彰し、スポーツ振興に寄与することを目的とする。

### (顕彰の対象者)

第2条 千葉市のスポーツ振興に顕著な功績をあげた者及び団体の中から、次の各号に掲げる事項を考慮して、対象者とする。

- (1) 千葉市民、千葉市に職場をもつ者、千葉市内の団体であること。
- (2) 千葉市内の地域社会において引き続いて5年以上スポーツ活動（レクリエーション活動も含む）の普及奨励のための企画や指導に率先てい身し功績顕著であること。
- (3) 対象者の人数は、別表に掲げるとおりとする。

### (被顕彰者の決定)

第3条 被顕彰者は、千葉市長が決定する。

#### 附 則

この要綱は平成24年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成25年6月1日から施行する。